

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱（令和 2 年松江市告示第 414 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 18 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第 2 条</p> <p>(3) 「民間貸切バス事業者__」とは、市内に<u>営業所</u> _____を有する<u>貸切バス事業者(公営企業を除く。)</u>のことをいう。</p> <p>(4) 「<u>レンタルバス利用者</u>」とは、<u>市内に営業所を有するレンタカー事業者からレンタルバスを借り受けたものをいう。</u></p> <p>(5) 「<u>貸切バス利用運賃</u>」とは貸切バスのキロ制運賃と時間制運賃の合計額をいい、消費税等を含まないものをいう。</p> <p>(6) 「<u>レンタルバス利用料金</u>」とは、次に掲げる経費をいう。 ア <u>レンタルバスの有償貸渡に係る経費のうち、損害保険料、燃料費、カーナビゲーション等各種オプションその他オプション料金及び消費税等を除いたもの</u> イ <u>レンタルバスを隠岐汽船で航送す</u></p>	<p>(定義) 第 2 条</p> <p>(3) 「民間貸切バス事業者<u>等</u>」とは、市内に<u>事務所を有する民間の貸切バス事業者及び市内に事務所を有するレンタカー事業者</u> _____のことをいう。</p> <p>(4) 「_____利用運賃」とは貸切バスのキロ制運賃と時間制運賃の合計額をいい、消費税等を含まないものをいう。</p> <p>(5) 「<u>基本料金</u>」とは、<u>レンタルバスの有償貸渡に係る経費のうち、損害保険料、燃料費、各種オプション（カーナビゲーション等）料金及び消費税等を除いたものをいう。</u></p>

る場合においては、フェリー自動車  
航送運賃のうち消費税等を除いたも  
の

(7) 「市民」とは、市内に住所を有する  
個人又は団体をいう。

(補助の対象等)

第3条 略

補助金の 名称	貸切バス等による松江市民の 県内移動支援事業補助金
補助金交 付の目的	外出自粛の影響により止まっ ていた市民の移動を促進し、県 内の旅行や視察などの需要を 喚起するため、民間貸切バス事 業者 <u>及びレンタルバス利用者</u> に対して <u>貸切バス</u> 利用運賃又 は <u>レンタルバス利用料金</u> の一 部を補助することで、もって、 新型コロナウイルスの感染拡 大の防止及び感染拡大の影響 を受けている地域経済の回復 を図ることを目的とする。
略	
補助金の 交付の率 又は金額	(1)貸切バス <u>貸切バス</u> 利用運賃の6分の1 の額(1円未満の端数がある ときは、その端数を切り捨て た額)とし、契約1件当たり 5万円を上限とする。 (2) レンタルバス <u>レンタルバス利用料金</u> の6 分の1の額(1円未満の端数 があるときは、その端数を切 り捨てた額)とし、1日1台 当たり1万円を上限とする。
補助事業 者の範囲	<u>貸切バス</u> 利用運賃の6分の5の 額(その額に1円未満の端数が

(6) 「市民」とは、市内に住所を有する  
ものをいう。

(補助の対象等)

第3条 略

補助金の 名称	貸切バス等による松江市民の 県内移動支援事業補助金
補助金交 付の目的	外出自粛の影響により止まっ ていた市民の移動を促進し、県 内の旅行や視察などの需要を 喚起するため、民間貸切バス事 業者等 に対して_____利用運賃又 は <u>基本料金</u> _____の一 部を補助することで、もって、 新型コロナウイルスの感染拡 大の防止及び感染拡大の影響 を受けている地域経済の回復 を図ることを目的とする。
略	
補助金の 交付の率 又は金額	(1)貸切バス _____利用運賃の6分の1 の額(1円未満の端数がある ときは、その端数を切り捨て た額)とし、契約1件当たり 5万円を上限とする。 (2) レンタルバス <u>基本</u> _____料金の6 分の1の額(1円未満の端数 があるときは、その端数を切 り捨てた額)とし、1日1台 当たり1万円を上限とする。
補助事業 者の範囲	_____利用運賃の6分の5の 額(その額に1円未満の端数が

	あるときは、その端数を切り捨てた額とし、25 万円を上限とする。)を減額して市民を貸切バスで運送する
	_____
	_____
	_____
	_____
	民間貸切バス事業者等及びレンタルバス利用者

(交付の申請)

第4条 略

- (2) 運送引受書の写し (民間貸切バス事業者に限る。)
- (3) レンタルバスの予約内容がわかる書類 (レンタルバス利用者に限る。)
- (4) 自動車航送申込書の写し (レンタルバス利用者が隠岐汽船を利用する場合に限る。)
- (5) 振込先口座の確認ができる書類 (ただし、過去にこの補助金の交付を申請した者は、これを省略することができる。)

2 略

(実績報告)

第8条 略

- (1) レンタカー事業者が原本と相違ない旨を証明したレンタカー貸渡証の写し (レンタカー利用者に限る。)
- (2) 領収したことがわかるものの写し (レンタカー利用者の場合は、レンタカー事業者が原本と相違ない旨を証明

	あるときは、その端数を切り捨てた額とし、25 万円を上限とする。)を減額して市民を貸切バスで運送し、又は基本料金の6分の5の額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、5万円を上限とする。)を減額して市民にレンタルバスを貸し渡す民間貸切バス事業者等
--	---

(交付の申請)

第4条 略

- (2) 運送引受書の写し (貸切バスを利用する場合に限る。)
- (3) 実施計画書 (レンタルバスを利用する場合に限る。)

- (4) 振込先口座の確認ができる書類\_\_\_\_\_

2 略

(実績報告)

第8条 略

- (1) 実施報告書 (レンタルバスを利用した場合 \_\_\_\_\_に限る。)
- (2) 領収書の写し (内訳がわかるもの) \_\_\_\_\_

しているもの。)

(3) 支払額の内訳がわかるもの(領収したことがわかるものの写しでわかる場合は、省略できる。)

様式第1号(第4条関係)

略

略		
補助金 申請額	利用運賃・ 基本料金 (税抜)	<u>貸切バス利用運賃</u> 円
		<u>レンタルバス利用 料金</u> 円
		<u>うち航送料金</u> 円
補助率	1 / 6	
申請額	円	
略		

添付書類 ① 島根県「貸切バス等による  
県民の県内移動支援事業補  
助金交付申請書」写し  
② (貸切バス) 運送引受書  
(案) 写し  
③ (レンタルバス) レンタルバ  
スの予約内容がわかる書類  
④ 自動車航送申込書の写し(該  
当の場合)  
⑤ 振込先口座の確認ができる  
書類 (預金通帳表紙裏側のコ  
ピー)

様式第4号(第8条関係)

略

略		
補助金 申請額	利用運賃・ 基本料金 (税抜)	<u>貸切バス利用運賃</u> 円
		<u>レンタルバス利用 料金</u> 円
		<u>うち航送料金</u> 円
補助率	1 / 6	
申請額	円	

\_\_\_\_\_

様式第1号(第4条関係)

略

略		
補助金 申請額	利用運賃・ 基本料金	_____ 円
		_____ 円
		_____ 円
補助率	1 / 6	
申請額	円	
略		

添付書類 ① 島根県「貸切バス等による  
県民の県内移動支援事業補  
助金交付申請書」写し  
② (貸切バス) 運送引受書  
(案) 写し  
③ (レンタルバス) 実施計画書  
\_\_\_\_\_  
④ 振込先口座の確認ができる  
書類 (預金通帳表紙裏側のコ  
ピー)

様式第4号(第8条関係)

略

略		
補助金 申請額	利用運賃・ 基本料金	_____ 円
		_____ 円
		_____ 円
補助率	1 / 6	
申請額	円	

略	略
添付書類 <u>① 領収したことがわかるもの</u> <u>の写し及び内訳がわかるもの</u> <u>(レンタカー利用者の場合は、</u> <u>レンタカー事業者の原本証明が</u> <u>必要)</u> <u>② レンタカー貸渡証の写し (レン</u> <u>タカー利用者に限り、レンタカ</u> <u>ー事業者の原本証明が必要)</u>	添付書類 <u>レンタルバスの場合、実施報告</u> _____ _____ _____
様式第 6 号 (第 10 条関係)	様式第 6 号 (第 10 条関係)
添付書類 1 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し _____	添付書類 1 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し 2 <u>請求額内訳書</u>

附 則

(施行日等)

- 1 この告示は、令和 2 年 8 月 20 日から施行し、令和 2 年 8 月 1 日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に提出されている改正前の貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱の様式により使用されている書類は、改正後の貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱によるものとみなす。